

令和4年度介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善について

① 介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善対象

次のようにグループ分けを行い、それぞれに応じた介護職員等特定処遇改善加算を用いた賃金改善の対応を行う。

① グループ	令和4年4月1日時点で、当法人事業所において10年勤続以上の介護保険事業所配属の介護福祉士有資格者である介護職員とする。ただし、一旦退職して復職した者は通算しない。
② グループ	①グループ以外の介護保険事業所配属の介護職員とする。
③ グループ	①②グループ以外の介護保険事業所配属のその他の職員とする。
④ グループ	③グループの職員で前年(1~12月)の年収が440万円以上の職員、また法人が賃金改善対象外とした者とする。
グループ外	介護保険事業所ではないケアハウスの配属職員は、どのグループにも属さない。

② 介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善方法

- 介護職員処遇改善加算により支給する令和3年度処遇改善手当(令和4年12月2日支給と令和5年6月30日支給)に介護職員等特定処遇改善加算による「特定処遇改善手当」として上乗せ支給する。(明細上は区別して支給する。)
- ①グループ内に2名以上の特定処遇改善手当による賃金改善前及び改善後の年収が440万以上である者を確保する。
- ①グループ内の特定処遇改善手当による平均賃金改善額は、グループ②のそれ以上とする。
- ②グループ内の特定処遇改善手当による平均賃金改善額は、グループ③のその2倍以上とする。
- ④グループの者に対しては、特定処遇改善手当による賃金改善は行わない。
- グループ外のケアハウス配属職員に対しては、介護職員等特定処遇改善加算を用いた賃金改善が行えないが、施設資金により③グループと同様の対応をする。

③ 各グループの特定処遇改善手当支給額

① グループ	令和4年度冬季賞与支給時の手当支給予定額(円)	令和5年6月給与支給時の手当支給予定額(円)	合計支給予定額(円)
正規職員	125,000	125,000	250,000
非正規職員	100,000	100,000	200,000

※前年(1~12月)の年収が440万円以上の者は、上表にかかわらず手当を支給しない。

※前年(1~12月)の年収に特定処遇改善手当を加えた額が440万円以上となる場合は、上表にかかわらず手当支給額を調整する場合がある。

② グループ	令和4年度冬季賞与支給時の手当支給予定額(円)	令和5年6月給与支給時の手当支給予定額(円)	合計支給予定額(円)	
介護福祉士 有資格者	正規職員	70,000	70,000	140,000
	非正規職員	30,000	30,000	60,000
	短時間勤務者	20,000	20,000	40,000
介護福祉士 無資格者	正規職員	30,000	30,000	60,000
	非正規職員	該当者なし (R4.4.1時点)		
	短時間勤務者	15,000	15,000	30,000

※前年(1~12月)の年収が440万円以上の者は、上表にかかわらず手当を支給しない。

※前年(1~12月)の年収に特定処遇改善手当を加えた額が440万円以上となる場合は、上表にかかわらず手当支給額を調整する場合がある。

③ グループ	令和4年度冬季賞与支給時の手当支給予定額(円)	令和5年6月給与支給時の手当支給予定額(円)	合計支給予定額(円)
正規職員	30,000	30,000	60,000
非正規職員	20,000	20,000	40,000
短時間勤務者	10,000	10,000	20,000

※前年(1~12月)の年収に特定処遇改善手当を加えた額が440万円以上となる場合は、上表にかかわらず手当支給額を調整する場合がある。

④ グループ	令和4年度冬季賞与支給時の手当支給予定額(円)	令和5年6月給与支給時の手当支給予定額(円)	合計支給予定額(円)
④グループに該当する者	0	0	0